

(案)

滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

ふぐ処理者の知識および技術等の全国的な平準化を図ること等を目的とし、厚生労働省からふぐ処理者の認定等に関する指針等が示されたことに伴い、必要な規定の整備を行うため、滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例（平成4年滋賀県条例第42号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) ふぐ調理師をふぐ処理者に改めるなどこの条例の用語の整理を行うこととします。（第2条関係）
- (2) ふぐ処理者の免許を受けることができる者を、ふぐ処理者試験に合格した者ならびに他の都道府県知事等が行うふぐの処理に関する試験に合格し、当該他の都道府県知事等のふぐの処理に関する免許等を受けている者であって、ふぐ処理者試験に合格した者と同等以上の知識および技能を有すると知事が認めるものとする事とします。（第3条関係）
- (3) ふぐ処理者試験の受験資格について、調理師の免許を要しないこととします。（第6条関係）
- (4) 営業者の責務に、飲食店営業の許可を受けたふぐ処理施設における調理師の設置に係る規定を設けます。（第17条関係）
- (5) その他
  - ア この条例は、令和5年6月1日から施行することとします。
  - イ この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。
  - ウ 関係条例について必要な改正を行うこととします。
  - エ その他必要な規定の整備を行うこととします。